

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開していません。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和3年4月教育委員会会議：定例会

期 日 令和3年4月21日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時00分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 3名

出席職員	教 育 長 茅野 達也(再掲)	教 育 部 長 花島 英雄
	教育部参事(学務課長事務取扱) 前原 美智雄	教育総務課長 曾山 澄雄
	指 導 課 長 松丸 晴久	教育センター所長 佐藤 克巳
	社会教育課長 高橋 慎一	文 化 課 長 宍戸 信
	佐倉図書館長 舎人 樹央	美 術 館 長 猪股 佳二
	教育総務課企画財務班長 平野 昌彦	
事 務 局	教育総務課教育総務班長 山田 智之	教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より3件報告

1点目、入学式、入園式についてである。入学式は、全ての中学校が4月7日、小学校が8日、入園式は8日と12日に開催した。いずれも滞りなく終了し、新たなスタートを切った。新園児は12人、小学校の新入生は1,264人、中学校の新入生は1,343人である。

2点目、校長会議について、年度当初なので、確認事項も含めて話をした。1つ目は、学校経営の視点を明確にして、自ら汗を流すリーダーであってほしいということ。校長の具体的な発信力が根底にあり、目標は簡潔で分かりやすく、職員に理解を得ることが大事である。2つ目、職員同士が目指す目標を共有することが重要であり、判断は迅速で指示は明快にすることが大事

である。3つ目、新型コロナウイルス感染症予防に関連した今後の学校行事の在り方などについては、学校と協議した上で、佐倉市全体で方策を示しながら進めていく。ただし、学校独自の特色ある教育についても、それを取り入れていくということは申し上げるまではないが、そういう形で進めていきたいという話をした。

3点目、教頭会議である。1つ目は、時間管理が順守できる組織をつくり、校長の職務を主体的に捉えていくことが大事だということ。2つ目、子どもと教職員の命と安全を守るという強い意識を持って危機管理能力を発揮すること。3つ目、職員をつなぐ役割を果たし、受容する力、コミュニケーション能力、信頼を築く力を発揮し、組織が機能するように努めていただきたい。

② 新型コロナウイルス感染状況について【教育部長】

児童生徒の新型コロナウイルス感染状況について、3月18日に染井野小学校で、4月14日に上志津小学校及び志津中学校で児童生徒の感染が判明した。各校とも校内に濃厚接触者がいなかったことから臨時休校とせず、通常どおり授業を実施した。春休み期間中の3月26日に上志津小学校で、4月1日に井野小学校でそれぞれ児童の感染が判明した。両校とも校内に濃厚接触者はいなかった。

③ 令和3年2月市議会定例会について【教育総務課長】

2月市議会定例会は、2月22日月曜日から3月22日月曜日までの29日間を会期として行われた。教育委員会に関連する議案については、議案第1号、議案第10号、議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第27号、議案第30号、議案第33号、議案第38号、以上の9議案であったが、いずれも原案のとおり可決された。この中で議案第16号 佐倉市職員定数条例の一部を改正する条例が原案のとおり可決されたので、3月の定例教育委員会会議で議決をいただいた佐倉市教育委員会事務局の定数の配分に関する規定の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり改正し、この4月1日から施行したことを報告する。グレーで枠を塗り潰しているものについては、事業の執行上、早期に議決を得る必要があることから、議会初日に先議として採決が行われたものである。

続いて、資料3ページ、教育委員会関係の発議案では、第6号、賛成少数により否決されている。請願については、第13号だったが、不採択となっている。

続いて、資料1ページ、一般質問については、本定例会も新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、質問者は各派代表者6名、会派に属さない議員の代表1名の計7名に縮小し、3月1日から3月4日までの4日間で実施され、教育委員会関係の質問については、6名の議員から質問があった。質問及び答弁の概要については、6ページから15ページまでとなっている。主な内容としては、授業におけるICT機器の活用やオンライン授業、学校行事に関する事、あるいは（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備に関する事などであった。

④ 教育委員会の人事異動について【教育総務課長】

資料の1ページ、佐倉市教育委員会教育部管理職新旧一覧である。続いて、資料の2ページから3ページにかけて管理職以外の異動者、昇格者、退職者等を記載している。教育委員会の職員数については、令和3年4月1日現在、教育長、一般職のほか再任用職員、派遣職員、任期付職員等を含めて155名となっている。

⑤ 令和3年度佐倉市立幼稚園、小・中学校一覧について【学務課長】

小学校については、通常学級283学級となっている。前年度と比べて4学級の減となっている。続いて、特別支援学級は66学級となっており、前年度に比べて5学級増となっている。

中学校の通常学級については、126学級である。この学級数は、前年度と同じ学級数となっている。中学校の特別支援学級については25学級となっており、前年度に比べ2学級増となっている。

続いて、小学校の児童数については、通常学級と特別支援学級の児童を合わせて8,075名となっている。中学校の生徒数については4,180名となっている。合計、下の段の1万1,839と416を足して1万2,255名となっている。この児童生徒数は、前年度に比べて63名の減となっている。

幼稚園児については、今年度、佐倉幼稚園26名、弥富幼稚園3名、合計29名となっている。前年度に比べ37名の減となっている。

県費負担教職員については、小中合わせて827名となっている。前年度に比べて25名の減となっている。そのうち新規採用職員は35名である。

⑥ 令和2年度佐倉市小・中学校いじめの状況について【指導課長】

いじめの認知件数については、小中学校合わせて521件である。令和2年3月末と比較すると101件の減少という状況である。小中別に比較すると、小学校は87件の減少、中学校においては14件の減少である。

いじめの認知件数が減った原因としては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で5月31日まで市内全34校が休校であったためと捉えている。現在、教職員一人一人がけんかやふざけ合いであっても、積極的にいじめと認知すること。個人で判断せず、いじめと認知した上で情報を共有しながら、丁寧な指導に当たるよう努めている。続いて、3番のいじめの内容としては、昨年度と同様に、冷やかしからい、悪口等が最も多く、全体の半数を超えている。続いて、4番目のいじめの発見のきっかけについては、特に本人や本人の保護者からの訴えが全体の6割を占めている。これは、学校がいじめ問題に対してしっかり情報発信しており、本人や保護者が学校と連携して解決していくという体制が整ってきているあかしだと捉えている。

今年度も、いじめの適正調査の継続、学校支援アドバイザーとの連携を図りながら早期発見に努め、迅速かつ丁寧に対応していく。

⑦ 市史編さん委員会条例に関する議案修正について【社会教育課長】

資料1ページ、本条例は、令和3年1月定例教育委員会議において議決をいただいたところである。本来であれば、議決された条例をそのまま市議会

へ議案提案するところだが、第 10 条の見出しと別表の委員会名について修正をした。修正した理由は、いじめ問題の条例など、新しく制定した条例と整合性を図ったこと。また、法規整備上の技術として必要な修正であったことである。2 ページ以降については、議会にて議決をいただいた条例である。

⑧ 令和 2 年度各教育施設利用状況について【社会教育課長、文化課長】
(社会教育課長)

資料 1 ページ、令和 2 年度の社会教育施設利用状況で各図書館、視聴覚教材、各公民館の利用状況である。続いて、資料 2 ページについては、学校開放に関する利用状況である。令和 2 年度は、コロナの関係で公民館は例年のおよそ 75%減、図書館では例年の 15%減、学校開放は例年の 50%減となっている。

(文化課長)

資料 3 ページ、文化課で所管する武家屋敷、旧堀田邸、順天堂記念館、資料 4 ページには市立美術館の利用状況となっている。資料 5 ページから 6 ページにかけては、市民音楽ホールの利用状況と自主文化事業、学校巡回音楽会等の催し物の一覧である。どの施設も感染症拡大防止のために臨時休館したことにより、集客数の大幅な減少があった。予定どおりに催しを実施することができなかったが、コロナ禍においても、対策の上で心の潤いとなる文化事業を実施して、一定の成果を得られたものと考えている。

⑨ 美術館の臨時休館について【美術館長】

令和 2 年 10 月に実施した自家用電気工作物の年次点検において、高圧引込ケーブルの絶縁抵抗の不足が指摘された。交換工事を行うためには 1 日程度全館停電する必要がある。また、工事には 1 日の工事日と予備日 1 日を設定する必要があり、天候に左右されることから工事候補日を 2 日設定する必要がある。できる限り早めに対応する必要があるため、美術作品を保管する施設である、その施設の維持管理環境の維持と、貸館の市民ギャラリーとの一番影響のない時期を設定して、第 1 候補日を 5 月 17 日月曜日、第 2 候補日を 5 月 19 日水曜日とした。それぞれ予備日をまた設けて、休館日を 5 月 17 日から 5 月 20 日までとする。5 月 17 日は通常休館なので、臨時休館については、5 月 18 日から 5 月 20 日までとする。

⑩ 感染状況について【指導課長】

令和 2 年度の感染状況については、児童生徒の新型コロナウイルス感染症の罹患者数は 28 名。そのほかの感染症は、流行性耳下腺炎が 24 名で 12 名減、水痘が 49 名で 65 名の減、感染性胃腸炎は 17 名で 132 名の減、溶連菌感染症が 19 名で 240 名の減、インフルエンザの罹患者数についてはゼロ。1,419 名減ということになっており、どれも減少傾向にある。

《報告事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

感染症の追加である。新型コロナウイルス感染症の状況については、印旛郡内の医療機関で検査した件数が 717 件である。これは、病院以外のところ

でとを考えていただく。例えば東邦や聖隷佐倉市民、日赤、日医を除いた件数だが、1週間で717件、第5週、4月12日から4月18日の週、717件検査をして、陽性が32件、陽性率4.5%ということである。印旛郡内の定点当たりの他の感染症については、余り目立ったものはないのだが、感染性胃腸炎、これが定点当たり1.81人。これが一番目立つところである。水痘と突発性発疹があるのだが、これは0.38人なので、ほとんど感染症は起きていないということである。インフルエンザは、ずっと発生なしということになっており、これから起こるといえることはないので、これに関しては全然注意する必要はないと思う。

新型コロナウイルス感染症については、まん延防止等緊急措置が東葛地区に出ている。幸い千葉県の場合は爆発的に広がっていないのだが、我々としては、もう第4波が来ているという認識である。それで、ワクチン接種について、どのくらい有効かというのは分からないが、接種できる時期については、未定の部分が多い。小中学校に関しては、16歳未満は打たないということになっているので、ワクチン接種について、生徒、児童については今のところ関係ないが、先生方については、当分先だということ。医療従事者も大きな病院の中では2回まで終わっているところはあるが、これも全員ではないということである。それから、医療従事者も、一般の診療所レベルになったら、ほとんど行われていないという状況である。これが一般の方に全部終わるのがいつになるかは全く見通しが立たないだろうと。ということになると、今までどおりの注意をして、予防をしていただくことしかない。変異株についての予防については、これは新しいことはないので、今までどおりの予防を学校でも徹底していただくということ。まず発生させないということが大事なので、そこに気をつけていただきたいと思います。学校では今まできちっとやっていただいて、発生件数1年間通しても28名だったので、まず対策を徹底すれば、爆発的に増えるということはないと思う。

【委員1名より】

文化財施設の利用状況の美術館について、企画展でかなり来館者数が減っている。一応観覧収入が279万5,580円と出ているが、これは前年と比べると、どのくらい減っているのか。

【文化課長】

観覧料収入については、令和元年度が280万7,080円だった。年によって入館者数の変動がある。

【委員1名より】

人数を見ると大幅に減っているのだから、かなりの減少だと思った。

【美術館長】

入館者数、無料のゾーンも含めて施設に入るお客様は極めて減少した。ただ、有料の展覧会に来たお客様は、収入の面から見ると大きく減少はしていない状況である。

【委員1名より】

図書館について、令和元年度、令和2年度、当然貸出件数、登録者数は変わらないのだが、貸出しが減っているのは、余り来館されていなかったせいかと思うのだが、蔵書が減ったといっても三十何冊である。これは、自然減か、あるいは意図的に減らしたのか、あるいは補充があるのかないのか。

【佐倉図書館長】

図書館の蔵書については、毎年購入する本等を併せて除籍または廃棄する本とあり、それは基準に基づいて行っているのだが、多少の増もあれば、減もあるというのが現状である。令和2年度に関しては、少し休館日もあったので、そのときに古い本を探すなど、いろいろな整理をさせていただいた。

【委員1名より】

報告事項（6）番の令和2年度佐倉市小・中学校いじめの状況について、先ほど、休校期間があり、いじめの数としては減少しているという報告だったが、新型コロナウイルス感染症関連でのいじめの報告はあるのか。

【指導課長】

特にコロナ感染の関係でのいじめという報告は受けていない。

【委員1名より】

先ほど委員からも話があったように、また第4波が来るであろうということなので、今後も注意深く見守っていただきたいと思う。

【教育長職務代理者】

議会のこの答弁記録の中でも出ていたが、この4月からGIGAスクール構想が動き出した。各先生方への研修、これは今どのように行われているのか。あるいは、この先どんな計画があるのか。タブレット端末も含めてということである。

【指導課長】

現在、ICT活用のオンライン授業に向けて、まず教職員の研修を考えて実践している。教職員から、今度授業で使えるように校内で研修を進めて、実際に子どもたちに授業で反映する、使えるように準備している。

【教育長職務代理者】

その進捗具合というか、始まってすぐということで、目ぼしい成果はまだ出ていないとは思いますが、見通しはどうか。

【指導課長】

各学校で、できることから進めてもらっている状況である。例えば小学校1年生においても、難しいと思われていたのだが、授業の中で、折り紙で折ったものを各子どもが撮って、それを先生に送って、子どもたち全員がそれを見ることができるとか、少しずつ学校で工夫しながら進めている状況である。1学期には随分進むのではないかと考えている。

【教育長職務代理者】

せっかくタブレット端末が一人一人に渡されたのでなるべく使えるようにお願いしたいと思う。

【教育長職務代理者】

（7）番目の市史編さん委員会条例の議案修正について、大変細かい修正と字句の上ではそう見えるが、きちんとした修正があれば、今回のように、ぜひ報告していただきたいと思う。規模は違うし、いろいろなレベルで使えるが、今国会でも各省庁等から出された議案の中で百数十か所の修正があったと報道されているが、やはり1文字違うと意味が違うということも当然あるので、よろしく願います。

【委員1名より】

ICT活用のオンライン授業について、学校が一斉休校にならない限り、

家庭への配信されたオンライン授業というのはまだないのだろうと思う。もし、そうなった場合に、各家庭でのネット環境というのはどの程度まで把握されているか、そういうことはまだ行われていないのか。

【学務課長】

昨年度、G I G Aスクール構想の関係では、7%ということで調査を入れている。その後、実際に環境が多分変化していると思うが、最新のものは、これからまた把握していきたいと思っている。

【委員1名より】

家庭によって差が大分あると思うので、その辺を把握して、もし突如一斉休校になった場合に、そういうことが対応できないとよくないと思うので、なるべく早めに調査をして、割合、期間を短く調査を繰り返していただければと思う。

【教育長】

G I G Aスクール構想については、もう注目の、保護者も、多くの人が学校教育に期待しているところだが、G I G Aスクール構想は大きな国の方策としては、1人1台タブレット端末を準備していくと。それから、もう一つは、高速通信網を整備していくということであり、佐倉市の場合は、これは3月末に一通り整備した。問題は、学校でどう使うかということについて、では、今すぐに休校になった場合、現実には難しいと思う。小学校1年生など、ノートの書き方も、鉛筆の持ち方も知らない子どもは、タブレット端末まで行かないのである。が、しかし、休校も想定しなければいけない現状も把握しながら、当面そうなった場合は、やはりペーパーで子どもたちに課題を提供していくことと両立しなければいけないと思っている。今日、実は教育委員会の指導課の担当が全部の学校に配信して、オンラインで、いわゆるG I G Aスクール構想についての説明を全部の職員にしているところである。いかに、子どもたちが校内でオンライン授業がしっかりできるようにする。その上で、校内で学習活動ができるようになった上で、保護者に返していく。段階的なものだが、それについて、期待に添えるようには努めていきたいと現実には思っている。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市史編さん委員会委員の委嘱について

佐倉図書館長より上程議案の説明

内容：当委員会は、佐倉市史編さん委員会条例第4条に基づき、佐倉市史の刊行などについて必要な調査及び審議を行うために設置するものである。

当委員会委員の委嘱については、組織編成等の見直しにより、市史編さんに関する業務が佐倉図書館へ移管されたことに伴い、任命権者が変更となることから、前所属において委嘱した残りの期間の委嘱を行うものである。

委員は学識経験者7名で、委員の一覧及び略歴については、2ページ以降のとおりである。原始古代から近代までカバーすることができる学識経験者の方々に依頼している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

6 ページ目、別表1、報酬、日額が出ている。専門部会については、必要に応じて専門部会を置くことができるという第8条にその記述があるのだが、これは委員が専門部会に所属することか。

【社会教育課長】

委員の言われるとおり、この委員が専門部会員となって行うといったような形である。

【委員1名より】

委員の日額と専門部会の日額が書いてある。そうすると、専門部会になった場合は、専門部会が開催されたときに、委員も当然兼ねているので、そこに出席した場合、委員と専門部会の両方の身分で出ているので、日額は倍になるのか。

【社会教育課長】

会議の在り方について、市史編さん委員会は、市史編さん委員会全体の委員さんが集まるものについて会議をやったときには、委員長の報酬は8,100円、それから委員としての報酬は7,600円になる。専門部会については、全体会議ではなくて、あくまで中世史なら中世史、近世史なら近世史、その時代時代ごとの専門部という形で会議を開くといったような定義になるので、重複する予定は今のところない。

【委員1名より】

専門部会のときは専門部会員として出席しているということでもいいのか。

【社会教育課長】

はい。

【教育長職務代理者】

この名簿を拝見し、1 ページ、住所、これはよく分かった。それで、所属で「歴史に関して学識経験を有する者」、これは所属ではない。この委員任命の基礎条件とでも言うか。まさに、委員会条例のところにあるように、第4条にある、こういう方を対象にして人選を置くなど。そうすると、これは上の項目、所属で言えば、まず歴史に関して云々というのは当てはまらない。むしろ所属のほうがよく分かるのではないのか。

次の2 ページの略歴を拝見しても、この市史編さんで、どんな専門分野をお持ちの方なのか。これは、分からない。そうすると、古代から現代、それは歴史に関してということだと思うが、それだけでは全体を網羅しているかどうかという判断が尽きかねると思う。では、そういうふうに考えたときに、この7人の候補者の方、それぞれの専門分野、今教えてもらいたい。

【佐倉図書館長】

1 ページ目に所属という言葉があるが、ここについては、やはり教育長職務代理者の言われるように2 ページ目の「委員区分」という名称のほうがよろしいかと思う。「歴史に関して学識経験を有する者」を「委員区分」という形で取らせていただければと思う。

続いて、どの分野が専門かということについて、1 番目の方は考古学が専門

である。2番目の方は、民俗学が専門である。3番目の方は、近代における公衆衛生学が専門である。4番目の方は、佐倉市をはじめとする郷土史の専門である。5番目の方は、近世史を専門としている。6番目の方は、中世史を専門としている。7番目の方は、近代史及びアーカイブズ学を専門としている。

【教育長職務代理者】

そういった専門分野を入れないと、名簿を見ても分からないので、ぜひそうしていただきたいと思う。

今の説明の中で、1ページの所属、その表現より委員区分のほうが適切だということだが、実は委員区分、これはあるのか。つまり市史編さん委員という、その区分しかないと思う。専門部会は、ここの名簿とは別の名簿だとすると、非常に分かりにくい名簿である。さらに今の説明で、専門分野の中で言うと、近世史とか中世史とかという言葉が出てきたわけだが、中世史、近世史、その中のどの分野がより専門なのか。これまでの編さん委員の方のお名前、私はほとんど知らないが、例えば6番の方は中世史と言われたが、より専門は国語史ではないかと思う。それを、中世史という言い方をしてしまうと、それでいいのかと思う。だから、その辺のところは、やはり慎重にしていかないと、市史編さん全体を見たときに、問題提起の仕方とか、あるいは研究の視点であるとか、もっと発展に言えば、目次の立て方、それさえも変わってくると思うのである。その辺のところは、少しご検討いただきたい。

もう一点、この委員名簿、このフォームである。実はこれまで我々が扱ってきたフォームというのは、次の議案第2号のこの委員候補者名簿、1ページ、2ページ、こういうフォームを今までずっと使ってきたはずである。一番近いところで言えば、今年3年1月の図書館協議会委員の委嘱についてというところでも、同じようなフォームを使っている。この市史編さん委員に比較的近いところと言うと、昨年3月、文化財審議会委員、そのときの名簿もこの第2号に近いような名簿である。もっと中身が分かるように、ぜひご検討いただきたいと思う。委員候補者、その方々について異議があるということではなくて、やはり判断する材料がこの資料しかないので、その辺のところを重々お含みいただきたいと思う。

【教育長】

今、教育長職務代理者から話があった件も含めて、この候補者について、詳細を少し説明できるような資料をご提示するようにしておくので、ご理解をいただけたらと思う。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市立美術館運営協議会委員の委嘱について

美術館長より上程議案の説明

内容：美術館の設置及び管理に関する条例第17条に基づき、重要事項の調査、審議の際に、美術館運営協議会を設置している。このたび委員は任期満了を迎

えるので、改めて委嘱しようとするものである。

資料1 ページ、委員の候補者の皆様である。候補者 10 名のうち学識経験者は7名、市内の美術団体の推薦3名の方を候補としている。こちらの資料、名簿の裏面に候補者の皆様の概歴等、専門分野等を記載している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

先ほど第1号議案と同じような、今回の略歴はきちんと書いているが、7番目までが学識経験者で、8から10までが推薦ということである。条例の第17条だが、構成比率については何も記載がない。まず、これが7対3になっているのが、これが妥当なのかどうかというのが1つ。それから、先ほどの専門分野について、1番から5番までの方は専門分野が記載されている。6、7の方については、6番の方は教育心理学ということと、それから、7番の方は、埋蔵文化財の調査研究に従事ということと、こういう経歴があるということだが、まず、第1号議案と一緒に、バランスはどうなのかということと、それから先ほどの比率については、7対3でよろしいのか。

【美術館長】

1名の方が学識経験者、有識者ということで、3名の方が市内の美術団体の推薦ということにしているが、私どもの佐倉市立美術館は、貸ギャラリー、市民ギャラリーも設けており、市内、市外の方も含めてだが、各種美術団体の展示の場も提供している。そういった観点から3名の美術協会の工芸・彫刻の方から1名、美術協会の絵画の方から1名、さらに書道協会、こちら書道の分野の方から1名。最も、私どもの美術館で展示する機会の多い分野の方から3名の方をお願いをしている。

【委員1名より】

比率がいいのかどうかということと、それから6番、7番の方の専門というの、これは第17条を見ると、社会教育に関係ある方とか、そういうことなので教育心理学が入っているのかどうかということ。それから、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」というのが、これは全体を意味するのか、その辺はどうか。

【美術館長】

6番の候補者の方については、記載とおおり、教育学の方を、分野からお願いしている。私どもの美術館は、学校連携、教育普及事業も行っているなので、そういった観点から教育学の方をお一人お迎えしている。

7番の候補者の方については、埋蔵文化財の調査、考古学の専門をやられてきた方なのだが、主に博物館にも行政として関与されてきた方。実際、現地の仕事も担当されてきた方なので、そういった観点から1名お願いしているところである。

【委員1名より】

その最初の質問がまだ分からない。比率は7対3でいいのか。

【美術館長】

私ども事務局としては、この比率で問題ないのではないかとということで、候補を選定した。

【委員1名より】

今までこれで来ているので、もう支障がなかったということなので7対3にしているのだと思うが、そうすると、これは根拠というより慣例でこうなっているというふうに考えていいのか。

【美術館長】

慣例ではあるが、毎回適正かどうかは検討した上で、人数については考えている。

【委員1名より】

適正だったという根拠は何か。別に支障がなかったので、適正だという、そういうことでいいのか。

【美術館長】

議事を行う上で、委員の皆様から構成を変えたほうがいいという意見はなかった。また事務執行を行う中で、バランスの取れた意見をいただけたので、問題ないと判断している。

【委員1名より】

2番から5番までの方の専門について、これも、全部、近世、近代、現代。これは、どうなのか。偏りはないと言えるのか。

【美術館長】

佐倉市立美術館の作品の収集方針として、主に近現代の千葉県房総ゆかりの作者、作品、そういう観点で考え、収集しているので、委員の時代設定については問題ないというふうに考えている。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言